

平成 24 年 6 月 27 日

復興特別所得税に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成 25 年 1 月 1 日から平成 49 年 12 月 31 日までの 25 年間、所得税額に対し 2.1%の復興特別所得税が追加的に課税されることとなりました。

これにともない、平成 25 年 1 月 1 日以降に支払われる預金・公社債の利子、投資信託の譲渡益や分配金等の所得税額に対しても、復興特別所得税が課税されます。

くわしくは、別添の一般社団法人全国銀行協会「復興特別所得税に関するお知らせ」をご覧ください。

なお、当行で使用中のポスター、チラシ、説明書等に復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、あらかじめご了承ください。

▶[復興特別所得税に関するお知らせ](#) (PDF 221KB)